

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成29年8月3日(2017.8.3)

【公表番号】特表2016-530126(P2016-530126A)

【公表日】平成28年9月29日(2016.9.29)

【年通号数】公開・登録公報2016-057

【出願番号】特願2016-528585(P2016-528585)

【国際特許分類】

B 4 3 L 19/00 (2006.01)

B 4 3 M 11/06 (2006.01)

【F I】

B 4 3 L 19/00 H

B 4 3 M 11/06

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月22日(2017.6.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1枚の紙などの基材に材料をはり付けるための手動式のアプリケーター(1)であって、

ハウジング(3)と、

前記ハウジング(3)の前方の開口(7)から突出しているアプリケーターの末端部(6)と、

C形状のハンドル(8)と、を備え、

前記ハウジング(3)が、第一の断面と前記第一の断面とは平行でない前記第一の断面とは異なる少なくとも1つの第二の断面とにおいて、前記ハンドル(8)の内側輪郭(9)に押し当てられるように形成された同一形状の外側輪郭(10)を有することにより、前記ハンドル(8)を第一の配置と前記第一の配置とは異なる少なくとも一つの第二の配置とにおいて前記ハウジング(3)に選択的に固定でき、前記ハンドル(8)は、前記第一の配置において前記第一の断面に沿って配置され、かつ、前記第二の配置において前記第二の断面に沿って配置され、前記第一の断面及び前記第二の断面は、前記ハウジング(3)の縦軸(Z)と実質的に揃った位置にある、

手動式のアプリケーター。

【請求項2】

前記ハウジング(3)の前記外側輪郭(10)は、実質的に相称である、請求項1に記載の手動式のアプリケーター(1)。

【請求項3】

前記第一の断面及び前記第二の断面は互いに実質的に垂直である、請求項1又は2に記載の手動式のアプリケーター(1)。

【請求項4】

前記アプリケーターの前記末端部は、実質的にまっすぐな前端(6a)を有する、上記のいずれかの請求項に記載の手動式のアプリケーター(1)。

【請求項5】

前記第一の断面及び前記第二の断面の少なくとも1つは、前記アプリケーターの前記末

端部(6)の前記前端(6a)に実質的に平行である、請求項4に記載の手動式のアプリケーター(1)。

【請求項6】

前記第一の断面及び前記第二の断面の少なくとも1つは、前記アプリケーターの前記末端部(6)の前記前端(6a)に実質的に垂直である、請求項4又は5に記載の手動式のアプリケーター(1)。

【請求項7】

前記ハンドル(8)は、2つの縦タブ(8e、8f)と、2つの前記縦タブ(8e、8f)の近位端を互いに接続している横連結セグメント(8g)と、を有する、上記のいずれかの請求項に記載の手動式のアプリケーター(1)。

【請求項8】

前記ハンドル(8)を前記ハウジング(3)にスナップ止めするために、前記ハンドル(8)及び前記ハウジング(3)の一方に少なくとも1つの隆起部を含み、かつ、前記ハンドル(8)及び前記ハウジング(3)の他方に凹部を含む、上記のいずれかの請求項に記載の手動式のアプリケーター(1)。

【請求項9】

前記ハンドルは、前記内側輪郭(9)と前記ハンドル(8)のグリップ表面(8c)との間に位置する蜂窩状部(8b)を含む、上記のいずれかの請求項に記載の手動式のアプリケーター(1)。

【請求項10】

前記ハンドル(8)は、前記ハウジング(3)に取り外し可能に固定されるのに適した形状を有する、上記のいずれかの請求項に記載の手動式のアプリケーター(1)。

【請求項11】

前記ハンドル(8)は、相対的に剛直な第一の材料と相対的に撓みやすい第二の材料とを含む、上記のいずれかの請求項に記載の手動式のアプリケーター(1)。

【請求項12】

前記第一の材料は、前記ハンドル(8)のコア(8a')を形成している、請求項11に記載の手動式のアプリケーター(1)。

【請求項13】

前記第一の材料は、金属材料である、請求項12に記載の手動式のアプリケーター(1)。

【請求項14】

前記ハンドル(8)の前記第一の材料及び前記第二の材料は、共射出されている、請求項11又は12に記載の手動式のアプリケーター(1)。

【請求項15】

前記ハウジング(3)の内部において、前記基材に転写するためのフィルムを搬送するキャリアテープを供給するための供給スプール(4)と、前記キャリアテープをピックアップするためのピックアップスプール(5)とを備えている、上記のいずれかの請求項に記載の手動式のアプリケーター(1)。

【請求項16】

前記フィルムは、修正フィルムである、請求項15に記載の手動式のアプリケーター(1)。